

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第7号 令和3年12月28日発行



「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を開催しました

12月8日(水)、岩手教育会館にて、盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会を開催しました。

成年後見制度の利用を促進していくためには、地域において、専門職団体や関係機関等が連携し、成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みが必要とされ、当センターでは、昨年10月に「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を立ち上げています。

今年度は、師走の何かと忙しい時期の開催となってしまいましたが、多くの団体・機関の皆様にご出席をいただきました。

会議では、始めに当センターから今年度の運営状況についてお伝えし、相談件数が昨年度に比較して、大幅に増加していること、一方で、「親族が後見人等に選任されるとは限らない。」ことや「第三者が選任された場合報酬が発生すること。」などの理由で、申立てを躊躇される方も少なくないなどの実態について報告しました。

次に、当日参加いただいた関係機関・団体の皆様から、成年後見制度利用促進に向けた各機関・団体の取組について報告をいただき、最後に制度の利用促進に向けた課題について意見交換をいただきました。

利用者の立場から見た課題として、やはり、親族が後見人に選任されにくい、報酬が問題、後見人を交代させたり途中で取り下げることができない、身上保護をしっかりとって欲しい、等の意見がでました。

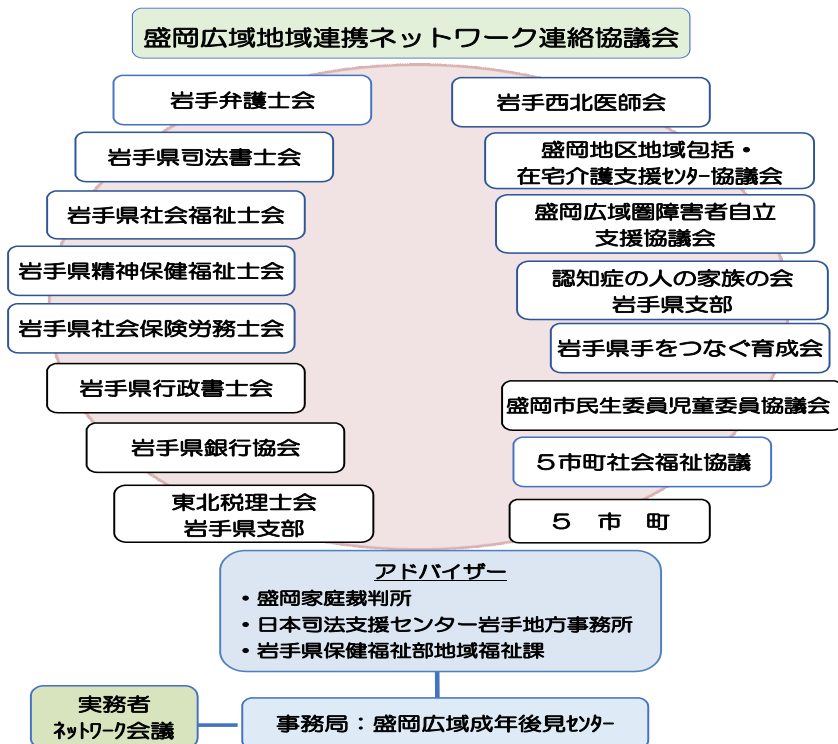
受任している専門職団体からは、意思決定支援は、重要な問題ととらえ、所属団体では研修を行い、理解を深めている、ケース会議への参加等にも取り組んでいる等の説明がありました。また、現在、盛岡広域圏では、親族後見以外の後見人等のなり手が不足し、受任者不足の状況が出現しており、市民後見人の充実によるなり手の増加を図ることが必要であるとの意見も出されました。

後見制度の利用を申し立てた事例の中には、本人の収入がないため、無報酬となる事例が一定程度あることから、市町の報酬助成制度の拡充を望むことも、直接伝えられました。

すぐに解決を図ることは難しい事項も少なくありませんが、法律職、医療、福祉、金融、行政等の関係者の皆様で、成年後見制度を取り巻く現状や様々な課題について、意見交換や情報共有を図ることができたことは、大変有意義でした。今後もこのネットワークを通じて、よりより制度利用につながるよう連携

を深めてまいりたいと考えています。

ご出席をいただいた皆様、大変ありがとうございました。



「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を開催しました

12月1日(水)に初めての試みとして「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を開催しました。

当日は、成年後見業務に取り組んでいるそれぞれの専門職団体の皆様にご出席いただきました。

また、盛岡家庭裁判所や法テラス、行政の方々には、アドバイザーとしてご参加いただきました。

昨年、当センターで実施したアンケート調査(下記参照)でも後見人のなり手不足が指摘されていましたが、今回の会議でも同様の指摘が相次ぎ、市民後見人の活動を期待する声が聞かれました。参加団体の皆様から出された主な課題や意見は次のとおりです。当センターでは、今後も専門職団体の皆様との情報共有を図りながらよりよい制度運営に向けた取組を進めていきたいと考えています。

【主な課題や意見】

- 家庭裁判所からの推薦依頼に応じることが難しくなっている。
- 後見人のなり手、受け皿を増やしていく必要がある。
- 専門職と親族との複数後見の場合、課題解決後は、監督人が就くことで親族後見人に引継ぐことが可能なケースもある。
- 専門職が就いているケースでも遺産相続等終了後は、市民後見人に引継ぎ可能なケースがある。
- 報酬が見込めないケースでも受けている。
- 無報酬のケースについて、団体が独自措置を講じているが各市町村に対して報酬助成の拡充を要請していくこととしている。



【参加団体】岩手弁護士会・岩手県司法書士会リーガルサポート岩手支部・一般社団法人岩手県社会福祉士会・岩手県精神保健福祉士会・岩手県社会保険労務士会・岩手県行政書士会・東北税理士会岩手県支部連合会

【アドバイザー】盛岡家庭裁判所・日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス)・岩手県・盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町

「成年後見人等の報酬等に関するアンケート」調査結果(抜粋)

○調査時点：令和2年10月1日

○調査対象者：岩手弁護士会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート岩手支部(司法書士会)

一般社団法人岩手県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ岩手

1 回答者及び受任状況、新たな受任の可能性について

区分	回答者数	受任中		新たな受任可能
		受任者数	受任件数	
弁護士	19人	17人	78件	16人
司法書士	17人	17人	137件	8人
社会福祉士	29人	28人	70件	13人
計	65人	62人	285件	37人

1人当たりの受任件数の平均は、「弁護士」4.6件、「司法書士」8.1件、「社会福祉士」2.4件となっている。

新たな受任について、37人(56.9%)が受任可としているが、8割以上の方が1~2件程度であればとしている。新たな受任が難しい理由としては、既に多く受任している、本来業務が忙しく余裕が無い等が挙げられている。

2 後見報酬について

区分	受領している	受領していない	受任して間もないため未受領	計
弁護士	51件	9件	12件	72件
司法書士	100件	9件	25件	134件
社会福祉	59件	2件	8件	69件
計	210件	20件	45件	275件

報酬は、210件(76.4%)の方が受領している一方、受領していない方も20件(7.3%)いる。受領していない理由としては、被後見人の預貯金の状況から報酬は見込めず、報酬付与申立をしなかった等とされている。市町の報酬助成制度については、首長申立に限定されていて利用できなかったとする理由が大半を占めた。

盛岡広域成年後見センターにおける申立支援について

当センターでは、親族の方（または本人）が申立人となり、申立書を作成する場合は、書類の記載や内容の確認等の相談・支援を行っています。

センターでは、申立書類一式を備え付けており相談の結果、申立が必要となった場合は、書類一式をお渡しし、申立の流れや記入の仕方等を説明します。書類の多さに驚かれることが多いので、まず初めに着手すること等、順序だてて、説明することを心がけています。

具体的な書類作成に入ってからでは、申立ての理由等、客観的にわかりやすく記載するようアドバイスしています。親族の方が申立を行い、後見人に就くことを希望している場合は、その理由や事情について具体的に記載するよう伝えています。また、添付資料のコピーの仕方等についても、見やすくわかりやすく、順番を揃えること等、細かい点にも触れています。

申立に至る事情はそれぞれであり、申立をする親族の方や制度を利用することとなるご本人の思いが反映された申立書となるよう、支援に努めています。

なお、状況に応じて、家庭裁判所にも同行しています。

今年度は、申立支援をし、家庭裁判所への申立に至った件数は、12月現在で11件となっています。現在、支援中のケースも数件あり、よりよい申立支援ができるよう一層、努めていきたいと思っております。



【情報】成年後見制度申立書類の診断書が改訂されました

令和3年10月に診断書が改訂されました。

改定理由として、「医師が医学的判断の結果をより適切に表現することができるよう、医療関係団体からの意見を踏まえて」とされています。

今後、診断書を取得する場合は、新様式をご利用ください。診断書の改訂に伴い、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」についても改訂されております。

診断書と手引につきましては、裁判所（最高裁）のホームページからダウンロードができます。

■盛岡地域市民後見人養成フォローアップ研修を開催しました

11月25日(木)、26日(金)の2日間、岩手県水産会館において市民後見人養成フォローアップ研修を行いました。この研修は、市民後見人養成講座の修了者を対象に、より実践的な研修を通じて、成年後見業務を行う上で必要となる専門的な知識・技術を身に付けるとともに、社会規範や倫理性の理解を深め、市民後見人として活躍できる人材の養成につなげることを目的として実施しているものです。今年度は、養成講座修了者23名の方にご参加いただきました。

研修では「人権擁護」や「代理・取消・同意」、「意思決定支援」、「支援の実際」を取り上げ、弁護士や社会福祉士、市民後見人等の皆さんに講師をお願いしました。基礎講座をより深めた専門的な内容となりましたが、参加者の皆さんは、いずれの講義にも熱心に耳を傾けられ、2日間の講座を終えられました。



■家事関係機関との連絡協議会に参加

12月15日(水)に盛岡家庭裁判所で開催された「家事関係機関との連絡協議会」に出席しました。始めに裁判所から成年後見関係事件の概況（H31年1月～R元年12月）について説明があり、その後県内の中核機関の設置状況やネットワークの構築状況について聞くことができました。当日は、県内各支部がテレビ会議でつながっており、充実した意見交換も行われ、大変参考となりました。

■岩大生のヒアリング調査に協力

12月23日(木)、岩手大学人文社会科学部の学生3名がセンターに来所されました。課題解決型授業の中で成年後見制度の利用促進について、調査、学習しているとのことでヒアリング調査に協力しました。今後、調査結果を取りまとめ、課題解決案を提言していくとのことでした。成年後見制度に着目し、熱心に質問を重ねてくる学生の皆さんが頼もしく、センターとしてもうれしい出来事でした。

■中核機関の役割と実務について学びました（12月22日(水)オンライン研修）

全国権利擁護支援ネットワークの主催による研修会に参加し、権利擁護支援のため中核機関に求められる役割等について学びました。併せて、当センターの取組みを全国の皆さんにお知らせすることができました。今後も機会をとらえ、各種研修会に参加し、職員の資質向上にも取り組んでいきたいと思っております。

盛岡広域成年後見センターの業務予定



■1月12日(水)13:30～ 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会「実務者ネットワーク会議」

地域包括支援センター及び介護支援センターの皆様を対象に、実務者ネットワーク会議を開催します。成年後見制度利用普及の課題等について、意見交換を行います。【会場：岩手教育会館】

■1月19日(水)13:30～ 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会「実務者ネットワーク会議」

基幹相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の皆様を対象に、実務者ネットワーク会議を開催します。成年後見制度利用普及の課題等について、意見交換を行います。【会場：岩手教育会館】

■1月25日(火)13:30～ 盛岡地域市民後見人養成定期研修

盛岡地域市民後見人の会会員及び盛岡市市民後見人名簿登録者を対象に市民後見人として活動する際に必要となる知識や技術の向上と活動意欲の保持を目的に開催します。【会場：岩手教育会館】

■2月18日(金)13:30～ 講演会

講師：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター所長 延命 政之先生（弁護士）

高齢の方や障がいのある方が地域で安心して日常生活を送ることができるようにするにはどのような支援が必要か、お話をいただきます。【会場：教育会館】

※要事前申込、詳細はHP等で後日、お知らせします。

【新型コロナウイルス感染状況によりましては、予定が変更となる可能性があります。】

成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある
など、お気軽にご相談ください。

来所相談のメリット

- ・資料を見ながら説明を聞くことができる
- ・夫婦や親子等と一緒に話を聞くことができる
- ・制度や申立てについての理解が深まる

- 相談方法 ① 電話相談
② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします

既に相談予約が入っている場合、せっかくお越しいただいても対応できないことがあります。

※お車で相談にいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間分の駐車券を差上げます。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

